

伊勢市公報

第454号
令和6年10月7日
月曜日

目次

	頁
規則	
○ 伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市児童手当等事務取扱規則の一部を改正する規則	4
○ 伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則	20
告示	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	22
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について	24
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	25
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	26
公告	
○ インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について	27
消防本部公告	
○ 指定催しの指定について	30

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第46号

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則

伊勢市事務分掌規則（平成19年伊勢市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の表健康福祉部の部子育て応援課の款子育て応援係の項第4号中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市児童手当等事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第47号

伊勢市児童手当等事務取扱規則の一部を改正する規則

伊勢市児童手当等事務取扱規則（平成26年伊勢市規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市児童手当事務取扱規則

第1条中「児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）」を「児童手当（以下「児童手当」という。）」に改める。

第3条中「（施行規則第15条において準用する場合を含む。）」を削る。

第4条中「（施行規則第15条において準用する場合を含む。）」を削り、「児童手当（特例給付）認定（認定請求却下）通知書（様式第1号。以下「認定（認定請求却下）通知書」という。）」を「児童手当認定（認定請求却下）通知書（様式第1号）」に改める。

第6条中「（施行規則第15条において準用する場合を含む。）」を削り、「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当（特例給付）額改定（額改定請求却下）通知書」を「児童手当額改定（額改定請求却下）通知書」に改める。

第7条中「（施行規則第15条において準用する場合を含む。第10条において同じ。）」を削る。

第10条中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第11条を次のように改める。

（一般受給者に係る現況届の処理）

第11条 市長は、施行規則第4条第1項の届書の提出を受けたとき、又は同条第3項の規定により届書の提出を省略させたときは、当該届書の記

載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認したときには、当該届書又は公簿等による確認をもって当該児童手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書（様式第5号。以下「消滅通知書」という。）により、届出者又は受給者に通知するものとする。

第13条第1項中「（施行規則第15条において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は施行規則第7条第2項」を「又は第2項」に改め、同条第2項中「当該児童手当等」を「当該児童手当」に改める。

第14条中「（施行規則第15条において準用する場合を含む。）又は施行規則第9条第2項」を「又は第2項」に、「児童手当等」を「児童手当」に、「未支払児童手当（特例給付）支給決定（請求却下）通知書」を「未支払児童手当支給決定（請求却下）通知書」に改める。

第15条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、「（法附則第2条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）」及び「（法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第2項中「（施行規則第15条において準用する場合を含む。）」を削り、「児童手当等」を「児童手当」に改め、「（これらの規定を法附則第2条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削り、同条第3項中「児童手当（特例給付）に係る寄附受領証明書」を「児童手当に係る寄附受領証明書」に改め、同条第4項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第16条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第2項中「（施行規則第15条において準用する場合を含む。）」を削り、「児童手当（特例給付）に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」を「児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第3項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第17条の見出し中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当（特例給付）に係る保育料の特別徴収（支払）に係る通知書」を「児童手当に係る保育料の特別徴収（支払）に係る通知書」に改め、同条第2項中「児童手当（特例給付）に係る保育料の特別徴収（支払）に係る通知書」を「児童手当に係る保育料の特別徴収（支払）に係る通知書」に改め、同条第3項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第18条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第2項中「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当・特例給付支払通知書」を「児童手当支払通知書」に改め、同条第3項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第19条中「（法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）」を削り、「児童手当等」を「児童手当」に改め、「（同項において準用する場合を含む。）」を削り、「児童手当（特例給付）支払差止通知書」を「児童手当支払差止通知書」に改める。

第20条中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

様式第1号を次のように改める。

第 年 月 号 日

様

伊勢市長



児童手当 認定 通知書
認定請求却下

年 月 日付けで請求のありました児童手当については、次の

とおり認定

しましたので通知します。

理由により請求を却下

記

認定に関する事項	
1 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	(うち第3子以降) 人
	計 人
2 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	(うち第3子以降) 円
	計 円
3 支給開始年月	
4 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()	
認定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	
備考	

※裏面に教示を記載しています。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号を次のように改める。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号中「小学校修了前) 」を「) 」に改める。

「児童手当 」 「

様式第5号中 支給事由消滅通知書 を 児童手当支給事由

特例給付 」

「 児童手当 」 「

消滅通知書 に、 の を 児童手当の に改める。

」 特例給付 」 」

様式第7号を次のように改める。

第 年 月 日
 号 日

様

伊勢市長



支給決定
 未支払児童手当 通知書
 請求却下

年 月 日付けで請求のありました未支払児童手当の支給については、次の
 支給することに決定
 とおり しましたので通知します。
 請求を却下

記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

「児童手当」
様式第9号中
特例給付

「
に係る寄附受領証明書」を「児童手当に係
」

る寄附受領証明書に、「年 月 日に」を「年 月
」

日に」に、「児童手当等」を「児童手当」に改める。

様式第10号を次のように改める。

第 年 月 号
日

住所 (法人の主たる事務所の所在地)

氏名 (法人名等) 様

伊勢市長



児童手当に係る学校給食費等の徴収 (支払) に係る通知書

児童手当法第 21 条 第 1 項 の規定に基づく申出のあった費用について、下記のとおり児童
第 2 項

手当から徴収する (支払う) ことといたしますので通知します。

記

徴収 (支払) の内容

児童の氏名	児童手当から徴収する (支払う) 費用	徴収期間	備考

「児童手当

様式第11号中 に係る保育料の特別徴収（支払）に係る通知
特例給付

「 書 を 児童手当に係る保育料の特別徴収（支払）に係る通知書 に、
」

児童手当 「 から を 児童手当から に、「児童手当等」を「児童手当」
特例給付 」

に改める。

様式第12号を次のように改める。

様

伊勢市長



児童手当支払通知書

児童手当の支払については、下記のとおりあなたの預貯金等の口座に振込みの手続を行いますので通知します。支払予定日等は下記のとおりですが、支給額等に変更があった場合は改めて通知します。

記

(年 10 月 定期支払：支払予定日 年 月 日)

支払 内容	支払期間	年 月分から	年 月分まで
	支払金額	円	

(年 12 月 定期支払：支払予定日 年 月 日)

支払 内容	支払期間	年 月分から	年 月分まで
	支払金額	円	

(年 2 月 定期支払：支払予定日 年 月 日)

支払 内容	支払期間	年 月分から	年 月分まで
	支払金額	円	

(年 4 月 定期支払：支払予定日 年 月 日)

支払 内容	支払期間	年 月分から	年 月分まで
	支払金額	円	

(年 6 月 定期支払：支払予定日 年 月 日)

支払 内容	支払期間	年 月分から	年 月分まで
	支払金額	円	

(年 8 月 定期支払：支払予定日 年 月 日)

支払 内容	支払期間	年 月分から	年 月分まで
	支払金額	円	

なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 2 項若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 6 項若しくは第 7 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

「児童手当」
様式第14号中 支払差止通知書 を 児童手当支払差止通知
特例給付
「児童手当」
書 に、 の を 児童手当の に改める。
「特例給付」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項の給付の支給等については、なお従前の例による。
- 3 改正法附則第13条第4項に規定する者は、同項の規定による児童手当の額の改定のため必要があるときは、遅滞なく、市長に対し、必要な書類を提出しなければならない。
- 4 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市児童手当等事務取扱規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市児童手当事務取扱規則に定める様式によるものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第48号

伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉事務所長事務委任規則（平成28年伊勢市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 生活保護法第55条の8第1項の規定による被保護者健康管理支援事業の実施に関する事。
- (3) 生活保護法第55条の10第1項の規定による子どもの進路選択支援事業の実施に関する事。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第2条第2項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に2号を加える改正規定（同項第2号に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 168 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 9 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 6 年 8 月 23 日 午前 9 時	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	1 台
〃	〃	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	3 台
計			4 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市上下水道事業告示第 21 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 6 条の 2 の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和 6 年 9 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
349	富士電設備 株式会社	松阪市石津町 329 番地 3	令和 6 年 8 月 22 日	令和 11 年 9 月 29 日
354	株式会社 中浦土木	度会郡玉城町 佐田 1436 番地	令和 6 年 8 月 21 日	令和 11 年 9 月 29 日
355	株式会社 Water Pro 水坊主	津市垂水 2010 番地 44	令和 6 年 7 月 30 日	令和 11 年 9 月 29 日
359	ツバキ水利	志摩市大王町 波切 3862 番地 17	令和 6 年 8 月 26 日	令和 11 年 9 月 29 日
364	株式会社 大藪水道	松阪市小阿坂町 992 番地	令和 6 年 9 月 2 日	令和 11 年 9 月 29 日
375	暮谷工業 株式会社	松阪市駅部田町 2024 番地 1	令和 6 年 8 月 5 日	令和 11 年 9 月 29 日

伊勢市上下水道事業告示第 22 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 6 年 9 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
427	東日本建設 株式会社	松阪市大河内 町 663 番地	令和 6 年 9 月 12 日	令和 11 年 9 月 12 日

伊勢市上下水道事業告示第 23 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 6 年 9 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
428	有限会社 セイフティ三 重	松阪市大河内 町 663 番地	令和 6 年 9 月 3 日	令和 11 年 9 月 3 日

伊勢市公告第 68 号

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 B 類予防接種の種類及び対象者の範囲

種類	対象者
インフルエンザ	(1) 65 歳以上の者 (2) 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの
新型コロナウイルス感染症	(1) 65 歳以上の者 (2) 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの

2 予防接種を行う期間

令和6年10月1日から令和7年1月31日まで

3 予防接種を行う場所

伊勢市がインフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を委託する医療機関

4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者は、次に掲げる者としてします。

ア 明らかな発熱を呈している者

イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

ウ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

エ アからウまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者は、次に掲げる者としてします。

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

(3) 接種後の注意事項

- ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は、過激な運動を避けるよう注意すること。
- イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。
- ウ 被接種者又はその保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに伊勢市健康福祉部健康課に連絡すること。

伊勢市消防本部公告第2号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）第42条の2第1項の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

令和6年9月30日

伊勢市消防長 堀江 武

1 指定催しの会場

高柳商店街周辺～県道鳥羽松阪線～伊勢市駅周辺 （別紙）

2 指定催しの名称

伊勢まつり

3 主催者

伊勢まつり実行委員会 会長 世古 和久

「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供します。